

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月30日
【会社名】	株式会社クリーク・アンド・リバー社
【英訳名】	CREEK & RIVER Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒崎 淳
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋四丁目1番1号
【電話番号】	03(4550)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 枅尾 有紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋四丁目1番1号
【電話番号】	03(4550)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 枅尾 有紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年5月29日開催の当社第34期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年5月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金41円

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、</u> <u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは</u> <u>は、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、</u> <u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは</u> <u>は、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、井川幸広、黒崎淳、青木克仁、後藤野人、松本研二、下義生、澤田秀雄、藤延直道、渡辺尚及び田子みどりを選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、喜多村裕、飯田繁及び安部陽一郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	196,876	75	60	(注)1	可決 99.09
第2号議案	196,869	82	60	(注)2	可決 99.08
第3号議案					
井川 幸広	171,984	24,967	60	(注)3	可決 86.56
黒崎 淳	178,964	17,987	60	(注)3	可決 90.07
青木 克仁	189,337	7,614	60	(注)3	可決 95.29
後藤 野人	189,337	7,614	60	(注)3	可決 95.29
松本 研二	189,338	7,613	60	(注)3	可決 95.29
下 義生	189,222	7,729	60	(注)3	可決 95.24
澤田 秀雄	164,717	32,234	60	(注)3	可決 82.90
藤延 直道	192,918	4,033	60	(注)3	可決 97.10
渡辺 尚	189,082	7,869	60	(注)3	可決 95.17
田子 みどり	193,173	3,778	60	(注)3	可決 97.22
第4号議案					
喜多村 裕	189,753	7,198	60	(注)3	可決 95.50
飯田 繁	188,810	8,141	60	(注)3	可決 95.03
安部 陽一郎	169,884	27,067	60	(注)3	可決 85.50

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 田子みどり氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は小椋みどりであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上